

被措置者徴収金額表

対象収入等による階層区分		徴収金額(月額)
生活保護法による被保護者(単給を含む。)		0円
(上欄の生活保護法による被保護者を除き 対象収入額区分が次の額である者)		
1	0円から 270,000円まで	0円
2	270,001円から 280,000円まで	1,000円
3	280,001円から 300,000円まで	1,800円
4	300,001円から 320,000円まで	3,400円
5	320,001円から 340,000円まで	4,700円
6	340,001円から 360,000円まで	5,800円
7	360,001円から 380,000円まで	7,500円
8	380,001円から 400,000円まで	9,100円
9	400,001円から 420,000円まで	10,800円
10	420,001円から 440,000円まで	12,500円
11	440,001円から 460,000円まで	14,100円
12	460,001円から 480,000円まで	15,800円
13	480,001円から 500,000円まで	17,500円
14	500,001円から 520,000円まで	19,100円
15	520,001円から 540,000円まで	20,800円
16	540,001円から 560,000円まで	22,500円
17	560,001円から 580,000円まで	24,100円
18	580,001円から 600,000円まで	25,800円
19	600,001円から 640,000円まで	27,500円
20	640,001円から 680,000円まで	30,800円
21	680,001円から 720,000円まで	34,100円
22	720,001円から 760,000円まで	37,500円
23	760,001円から 800,000円まで	39,800円
24	800,001円から 840,000円まで	41,800円

対象収入等による階層区分		徴収金額(月額)
25	840,001 円から 880,000 円まで	43,800 円
26	880,001 円から 920,000 円まで	45,800 円
27	920,001 円から 960,000 円まで	47,800 円
28	960,001 円から 1,000,000 円まで	49,800 円
29	1,000,001 円から 1,040,000 円まで	51,800 円
30	1,040,001 円から 1,080,000 円まで	54,400 円
31	1,080,001 円から 1,120,000 円まで	57,100 円
32	1,120,001 円から 1,160,000 円まで	59,800 円
33	1,160,001 円から 1,200,000 円まで	62,400 円
34	1,200,001 円から 1,260,000 円まで	65,100 円
35	1,260,001 円から 1,320,000 円まで	69,100 円
36	1,320,001 円から 1,380,000 円まで	73,100 円
37	1,380,001 円から 1,440,000 円まで	77,100 円
38	1,440,001 円から 1,500,000 円まで	81,100 円
39	1,500,001 円以上	81,100 円+((1,500,000 円を超える額×0.9)÷12) (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

備考

- この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から租税、社会保険料、医療費等の必要経費の額を控除した後の額をいう。
- 徴収金月額が、その月におけるその被措置者について支弁した費用の額を超えるときは、この表の定めにかかわらず、徴収金月額は当該支弁した費用の額とする。
- 3人部屋に入居した者については10%、4人部屋に入居した者については20%を、5人部屋及び6人部屋に入居した者については30%を、7人部屋に入居した者については40%をそれぞれこの表に定める額から減額した額をもって一月当たりの徴収金の額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 被措置者に係る徴収金月額は、この表の定めにかかわらず、暫定措置として140,000円を限度とする。
- 月の途中で入所又は退所した被措置者に係るその月分の徴収金額は、日割計算による。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- この表(備考を含む。)における「収入」、「必要経費」及び「支弁した費用の額」については、厚生労働省の示すところによる。

扶養義務者徴収金額表

税額等による階層区分		徴収金額(月額)	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む。)		0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者		0円
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税課税の者であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する者	均等割の額のみの方	4,500円
C2		所得割の額のある者	6,600円
D1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税の者であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する者	30,000円以下	9,000円
D2		30,001円から 80,000円まで	13,500円
D3		80,001円から 140,000円まで	18,700円
D4		140,001円から 280,000円まで	29,000円
D5		280,001円から 500,000円まで	41,200円
D6		500,001円から 800,000円まで	54,200円
D7		800,001円から 1,160,000円まで	68,700円
D8		1,160,001円から 1,650,000円まで	85,000円
D9		1,650,001円から 2,260,000円まで	102,900円
D10		2,260,001円から 3,000,000円まで	122,500円
D11		3,000,001円から 3,960,000円まで	143,800円
D12		3,960,001円から 5,030,000円まで	166,600円
D13		5,030,001円から 6,270,000円まで	191,200円
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者について支弁した費用の額